Hello Hello Garden

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

２０１６年　第１２８号　（平成２８年１２月発行）

◆ Contents

研　修　報　告 …… 1
案件処理奮闘記 …… 3
登記リスペクト …… 4
法務局周辺探訪 …… 6
新入社員紹介 …… 8
編　集　後　記 …… 8

研　修　報　告

平成28年度第１回公嘱協会研修「本人確認と偽造事件」に参加して

平成28年９月20日、司法書士会館日司連ホールにおいて、「本人確認と偽造事件」というテーマで研修会が開催されました。講師は、現在東京司法書士会副会長の野中政志先生でした。当日は台風直撃による悪天候にもかかわらず多数の参加者にお集まりいただき、このテーマに対する皆様の関心の高さがうかがい知れました。

いつも以上の熱弁を振るわれる野中先生

前半は、「本人確認」についての総論的なことを中心に講義が行われました。マネーロンダリング対策や、テロ資金供与対策として、世界的にますます本人確認の厳格化が求められる流れにある一方、法律家には守秘義務が課せられており、これらのバランスをどのようにとっていくかなど、非常に考えさせられる内容も取り上げていただきました。

前半の総論的な内容から次第に講義内容はより具体的なものになって行き、講義の中盤では本人確認の詳細について、例えば「どの様な場合に」「いつ」「誰を」「何を」確認し、そして「何を」記録するのか等について教えていただきました。分かっているようでもきちんとこの機会に確認をすることができたのは、大変有意義であったと思います。また、印象に残った内容としては、同じ「本人確認」であったとしても、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくもの、「東京司法書士会の会則や規程」に基づくもの、「不動産登記法に基づく本人確認情報」などにより、「本人確認」の内容等が必ずしも一致しないということです。個人的には「売買」の場面では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認をすればそれで十分だと無意識に思い込んでいた部分がありましたので、本

人確認のあり方について多方面から検討する必要性を改めて感じました。

また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」について、平成28年10月１日付で改正のあった点について解説していただきました。改正によって自然人の対面の際に提示を受けることにより本人特定事項を確認することができる本人確認書類の種類が縮小され、顔写真のないものは、それ１点だけでは、対面の際提示を受ける本人確認書類としては足りないこととなりました。また、法人の場合の担当者等の代理権等の確認方法が改正され、「当該法人が発行した身分証明書（社員証）を有していること」「代表権のない役員として登記されていること」が確認方法から除かれました。これらの改正は、実務に直結するものであり、改正直前の大変タイムリーな時期に解説していただけたので、参加者の皆様にも大変役に立ったのではないかと思います。

講義の後半には、実際にあった偽造事件を題材とし、より巧妙化する偽造の手口に対して司法書士はどのように対処すべきか等について、お話しいただきました。

近年、東京法務局管内だけでも、１か月に約１件の割合で偽造事件が起こっており、このうちの半数以上は司法書士が関与したものであり、またその多くは「本人確認情報」によるものであるということだそうです。これほど多くの偽造事件が発生しているとは、正直全く知りませんでした。偽造事件に巻き込まれ、損害賠償請求訴訟を提起された場合、専門家として高い注意義務が課せられていることから司法書士は大変不利であること、また、損害の賠償も業務賠償保険では対応できない場合もあることなどが示され、偽造事件に巻き込まれることを未然に防ぐことがいかに重要であるかということを改めて認識させられました。実際、売買の決済の場面になってしまえば、印鑑証明書や本人確認資料（運転免許証等）に違和感があり、偽造が疑われたとしても決済を中止にするということは極めて難しいことでしょう。したがって、事前準備の段階で細心の注意を払い、きちんと確認すべきことは確認し「この司法書士に依頼したら、偽造がバレてしまうのでやめよう」と相手に思わせるような、そんな執務姿勢を心がけることが大切であるということを教えていただきました。

広い日司連ホールが一杯になりました。

また、新人研修などで、経験の浅い新人は狙われやすいので気を付けるようになどと言われることも多いと思いますが、実際に偽造事件に巻き込まれるのは10年以上の経験を有するいわゆる中堅の司法書士が多いということでした。経験も積み実務にも慣れた頃で無意識に気が緩んでしまっているのかもしれません。私も中堅の司法書士の一人として、気を引き締めて業務に当たらなければと改めて強く思いました。

台風の中、わざわざ足を運んだ会員の皆様は、大変熱心に研修を受けており、この研修を受けた会員はこの先偽造事件に巻き込まれることはないのではないか、そんな気がしました。この研修が、改めて自分の執務姿勢を省みるいいきっかけになったのではないかと思います。

（文　渋谷地区　熊田隆之）

案件処理奮闘記

99ケ年地上権の抹消

明治の末に公有林に設定され、ほとんど手を付けられることなく存続期間を経過している地上権を抹消することが今回の依頼内容でした。設定から100年以上経過したため、数次にわたって発生している相続登記を行い、総勢4000名ちかい地上権者から承諾書を取得するという、公嘱ならではの、大量案件を処理できる組織力と経験を要する案件です。

現在では、最初の依頼より数年が経過し、承諾書を取得できなかった地上権者に対して、承諾書に代わる判決を得るため、依頼人が本人訴訟等を行うこととなり、公嘱では、送達関連などのサポートを行っています。判決等が揃い次第抹消登記に移行しているという状況です。

承諾書に代わる判決

承諾書を取得できなかった1000名以上の地上権者に対し、依頼人が訴訟を提起したものの、これだけの数の被告への送達については、さまざまな障害があったようです。その相談の中でも、いわゆる渉外案件については、主に、私が担当として、相談にあたりました。様々な国に居住している相手方に対し、公示送達など、その送達方法を検討しました。

相手方親族等に対する調査の結果、本人と直接連絡がついたケースでは、できるだけ簡易な方法で処理する方法を検討しました。連絡がつかなかったものに対しては、公示送達や公示催告で対応する方法もある旨をアドバイスしました。

一般の公示催告の流れ

依頼者の希望により、アメリカの案件につき、比較的簡易な手続きである、公示催告での対応が決定されました。

公示催告は手形や小切手の失権手続に利用されることが多いようですが、期間が満了した登記などの抹消の際にも利用できます（一般の公示催告）。当事者の申し立てにより、裁判所が権利の届出の終期、催告に応じて権利を届出ないことにより生じる失権の効力等を掲示場に掲示し、かつ官報に掲載するなどして所在不明（公示送達の要件とほぼ同じ）の利害関係人に権利の届出を催告し（公示催告）、届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、申立てに係る権利について失効の効力を生ずる旨の決定（除権決定）をします。この除権決定が承諾書に代わる書類となります。当該一連の手続きは非訟事件であるため、口頭弁論を開くという建前を採用していません。

当初、除権決定取得まで５、６か月を想定していましたが、結果として７か月半かかりました。公告費用も思いの外かかったので、公示催告はこの一件のみとなりましたが、私自身実務で触れたことがなかったので非常に勉強になりました。

個人で業務を行っていても、ここまでの多人数を相手にする案件にはあまり遭遇しないと思います。海外に出てしまった相続人、国籍を変更した元日本人の相続人、外国籍の相続人等いわゆる渉外案件の存在を目の当たりにし、今の日本の状況と今後の必要性を実感することができました。これらは研修を受講しても得ることのできない貴重な経験となり、他の業務にも役立っております。私の他にも多くの先生方が、担当となった事案に合わせた対処を行っており、これら様々な対処法、最新の情報が蓄積されているのが東京公共嘱託登記司法書士協会です。あなたも当協会に入会し、自身の業務の幅を広げてみてはいかがでしょうか。

（文　台東地区　大髙潤司）

登記リスペクト

合同会社の設立が増えています！

1　はじめに

合同会社は、平成18年５月の会社法施行から登場した形態です。施行当時は伸び悩んでいましたが、平成27年の登記統計をみると、

合同会社設立は２万件を超えており、だいぶ浸透してきたといえます。最近では、アップルやウォルマートなど、外国会社の日本法人が合同会社に組織変更するケースも多く見られます。

今回投稿の機会を頂いたので、合同会社の設立を中心に留意事項を含め書いていきます。

2　合同会社の特徴

合同会社は、平成18年の会社法施行にともなって新たに創設された類型です。合名会社・合同会社とともに持分会社として包括されています。

合同会社の特徴として、社員の個性が重視されています。ただし、構成員としては有限責任社員のみとなり、出資時に責任を負えば、それ以降は会社に対して責任を追いません。

株式会社と似ている部分は多いですが、内部的には、民法上の組合の規定が適用され、株式会社のように、内部規律に強行規定が適用されることはありません。

合同会社は社員との結びつきが強い会社形態で、全社員の総意に基づいて会社運営を行うことに留意することが大事といえるでしょう。

依頼者から会社設立のことで相談があった場合、安易に株式会社を選択するのではなく、会社を将来どのように持っていきたいのかを聞き取りしたうえで、合同会社のほうがこの会社にピッタリだというのであれば、合同会社を選択することも考慮にいれたほうがいいと思います。

3　合同会社に適した事業は

そこで、合同会社はどんな事業に適しているのでしょうか？私見を述べていきます。

合同会社は、コンパクトに法人化したいという方には一番適している会社形態といえます。特に運営コストは株式会社と比べ安く済ますことができるのは大きいでしょう。

私は、とにかく法人化だけを目標にする会社やスモールビジネスで事業を起こしたい起業家、とりわけシニア起業や主婦起業には合同会社が適していると思います。

特に一人で起業する場合には、株式会社と異なり、役員の任期に関する規定がないので、任期の管理をする必要がないのは大きいでしょう。また、決算公告の義務はないので、コストを安く抑えられるのも大きいです。

ただし、業務執行社員が住所を移転したり、役員に変更があった場合は変更があった時から２週間以内に登記申請をしないと過料になるので、注意が必要です。

私としては折角合同会社設立の依頼を受けたのであるから、色々会社経営に関する相談に関与していくのも重要な業務の一つではないかと思います。いわゆる規則31条業務として、会社の経営に関する相

談業務に関与することもありだと思います。

4　合同会社の設立のメリット

いよいよ合同会社の設立について触れていきます。

合同会社の設立は、株式会社と比べ、コストを安く抑えられます。設立費用をかけることができない起業家は、合同会社を選択することもありでしょう。

合同会社設立に関するメリットを紹介します。

（1）定款について公証人の認証が不要

（2）登録免許税が6万円で済む

これから起業される方は、とにかく司法書士報酬も含め安く作りたいというニーズがあります。先程も書きましたが、コンパクト経営で良ければ、合同会社を選ぶことも考慮に入れるといいでしょう。

さらに、合同会社設立の際、定款を電子署名すれば、定款に貼付する収入印紙4万円を省略できます。合同会社設立登記申請を司法書士に依頼した場合、株式会社の登録免許税を払う金額ですべての手続を行うことが可能です。

つまり、会社設立の際、株式会社だと15万円の登録免許税がかかりますが、合同会社の場合、定款の電子署名ができれば、登録免許税は6万円のみで設立可能です。司法書士報酬をいれてもよほどの合同会社設立案件でない限り15万円位で済ますことができるので、起業家としてはありがたいといえるでしょう。

5　合同会社は定款が命

合同会社は定款次第で会社の運営方法が異なりますので、定款の中身はよく吟味して作成することが大事です。合同会社の定款は、株式会社と比べ、より定款自治の自由度が増すからです。

さらに、株式会社の定款の場合は、事前に定款認証の際、公証役場でチェックしてもらうことが可能ですが、合同会社の場合は、自己責任で定款に盛り込むことを決めなければなりません。

合同会社の場合、相対的記載事項について約30あり、任意的記載事項とうまく組み合わせることが大事です。紙面の都合上相対的記載事項について書くことができませんが、会社の規模や将来発生するリスクをどのように考えるかで定款の内容が決まってきます。

「合同会社は定款が命」

ということを意識して、経営者とお話をしながら内容を詰めていくことをオススメします。

6　まとめ

これからの時代、個人で会社を経営する人が増えてくることが予想されます。そうなると、本当に株式会社のほうがいいのか、合同会社のほうがいいのか、選択する必要がでてきます。

合同会社は、会社法施行から10年が経過し、だいぶ浸透していると冒頭部分で書きましたが、金融機関等では、まだ合同会社の信用性はそんな高くないということを耳にしています。また、私もこの会社形態であれば合同会社のほうがいいと思っていても、「やっぱり株式会社の方がいい」という方もいるので、世間的にはまだ株式会社のほうがステータスが高いと思われている部分もあります。しかし、誰もが簡単に会社を作れる時代になった今、適切な規模で経営するのであれば、合同会社の方が適している場合もあります。

最後に、合同会社設立に際して参考となる書籍を紹介しておきます。

『5つの定款モデルで自由自在　「合同会社」設立・運営のすべて』（神崎満治郎　中央経済社　2014年）

『合同会社のモデル定款―利用目的別8類型―』（江頭憲治郎　商事法務　2016年）

（文　江戸川地区　桐ケ谷淳一）

法務局周辺探訪

こんにちは！東京会の皆さま、日頃のお仕事お疲れ様です。ラーメン大好き司法書士の伊坂です。

前々回、杉並出張所と荻窪駅の間にある勝浦担々麺の名店をご紹介させてもらったのですが、なかなかのご好評をいただいたとの事で、今回のご紹介も担々麺の美味しい店を！という二匹目のドジョウ形式の企画をやらせていただきます！

今回ご紹介するのは、中野駅から中野出張所に向かう途中にあります「ほおずき」です。中野駅北口を出て、通常法務局に行かれるときは左手のエスカレーターを上ってしまうかもしれませんが、真っ直ぐサンモール商店街に突っ込んでください。サンモール商店街と中野ブロードウェイ（有名な商業ビル）の間の横道にあるのが「ほおずき」。こちらは勝浦担々麺ではなく、王道担々麺（ゴマベース）の名店です。

通常メニューの担々麺の他に、本場中国の「汁なし担々麺」、日本オリジナルの「つけ担々麺」、すっぱ辛い「酸辣担々麺」など、様々なバリエーションがありますが、どれも絶品。お好きな物をどうぞ！ただし、「激しく辛い担々麺」（ネーミングセンス）だけは相当辛いらしく、注文すると店員さんに「本当に大丈夫ですか？」と確認されるレベルなので気を付けましょう！

迷ってしまう人には通常の担々麺がオススメです。ゴマベースのスープにサクサクの干し小エビがこんもりと入っていて、よく混ぜて飲むとたまらない味わいです。量が多くないので、女性でも飲み干せてしまう程美味しいのです！

スープだけではありません。麺も素晴らしく、ライ麦のまざった灰色の麺は程よい弾力でサクっとした？み心地ですし、軽い縮れがスープを良く絡め取ります。麺自体の味も美味しくて、ゴマスープの強烈な味に負けません。

山椒がお好きなら、店員さんに声をかけるとあの器具（ペッパー等をガリガリ削って振りかける皆さんご存知の器具です）を貸してくれます。山椒のシビレル辛さが加わって、味にコクが出てこれまたウマイですよ！

中野ブロードウェイの入り口近辺に店を構えていることもあって、昼時はほぼ満席になります。ですが、ラーメン屋さんによくある「アイドルタイム閉店」がありません！ですので、３時でも４時でも開店しています。決済案件の処理が終わってホッとされた時など、立ち寄られてみてはいかがでしょうか。

（文　杉並地区　伊坂重郎）

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

東京司法書士協同組合

金融・保険事業
司法書士総合補償制度
業務用印紙･現金･小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険事務組合事業
雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業
司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合公式サイトを活用した情報発信
講習会の開催

福利厚生事業
福利厚生制度
（ホテル・レジャー施設等提携）
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

共同購買事業
業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽に
お問い合せ
ください。

労働保険事務組合
東京司法書士協同組合
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階
Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366
http://www.tsknet.jp/

新入社員紹介

府中地区　宮川貴之さん　神奈川県出身

１．趣味は？
野球　バイク
２．好きな食べ物は？
奥さんの料理なら何でも。
３．自分を動物に例えるとしたら？
猫。気まぐれだから。
４．この業務のナンバーワンになりたい！
不動産登記全般
５．仕事と家庭を両立する秘訣は？
ＯＮとＯＦＦの区別をつけることです。
６．人生でうまくやったなぁ～と思う事
友人が多い事、様々な分野の事を知ることができました。
７．その他、自由に自己紹介ください
先輩方お世話になることもあると思いますが、よろしくお願いします。

新宿地区　吉田なつみさん
茨城県東茨城郡城里町出身

１．趣味は？
ゴルフ、読書
２．好きな食べ物は？
寿司。好きなネタはイカ。歯応えが良くて、癖になるから。
３．自分を動物に例えるとしたら？
猪。猪突猛進だから。
４．この業務のナンバーワンになりたい！
相続。
５．入社前、入社後の公嘱のイメージ
入社前は、どんな活動をしているのか全くイメージが湧きませんでしたが、入社後、研修テーマや業務の範囲が思った以上に幅広かったので驚きました。
６．人生でうまくやったなぁ～と思う事
公嘱に入社したこと？。
７．その他，自由に自己紹介ください
今後ともどうぞ宜しくお願いします。

編集後記

五代目圓楽は、最後の高座で『芝浜』を演じる直前、楽屋で自分の全盛期（全生時代かなあ？）のビデオを観ていたという話があります。これには問題が２つありまして、１つは、落語ってそんなに真面目にやるものかいなという点で、もう１つは、この話自体、まぁ、嘘ですよね、絶対観てない。

今回も、私が諸先輩方の偉大な仕事を参照して、劣等感に苛まれつつ、それでも楽しく編集作業をしました、と思っていただいて構いませんですよ。（ちなみに、ハロハロの2009年以後のバックナンバーは公嘱ＨＰで見られます。）

あかつき印刷様、事務局・広報委員会はじめ公嘱の皆様、そして何よりも、貴重なお時間を割いて玉稿をお寄せいただいた執筆者の皆様にいつも通り、いつも以上の感謝の意を表します。

（文　広報委員会ハロハロガーデン編集委員長　大西　誠）

発 行 所　〒160-0003　東京都新宿区本塩町９番地３　公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会　TEL：03-3359-3345／FAX：03-3359-3370
発 行 人　岡 野 直 史　　ＵＲＬ　http://www.tokyo-koshoku.or.jp/